

27消安第3322号
平成27年9月17日

一般社団法人 日本青果物輸入安全推進協会
会長 守谷 潤一 殿

農林水産省消費・安全局長



ベトナム産カッチュー種のマンゴウの生果実及びヒロセレウス・ウンダーツスの生果実の輸入解禁に係る植物検疫実施細則の制定及び一部改正について

今般、植物防疫法施行規則別表2の付表第61のベトナムから発送されるカッチュー種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成27年9月17日農林水産省告示第2128号）の施行に伴い、「ベトナム産カッチュー種のマンゴウの生果実に関する植物検疫実施細則」を別紙1のとおり制定したのでお知らせします。また、ベトナム産ヒロセレウス・ウンダーツスの生果実に関する植物検疫実施細則について、別紙2のとおり一部改正したのでお知らせします。ついで、このことについて貴協会関係者への通知方お願いします。